

商慣習法 No.8 ACCC

某日系自動車メーカーは、販売中の4輪駆動の補助燃料タンクの容量を自社広告及び運転マニュアルの中で誤表したとしてACCCに起訴されました。

ブロウシャー及び運転マニュアルには補助燃料タンクの容積が40 litersと記載されているにも拘わらず実際には32 litersしかありませんでした。

メーカーは直ちに間違いを訂正致しましたが、ACCCの処分は下記の通りでした。

- * ロード・アシスタンスを更に1年延長、
- * 走行5万キロまでの無料車輻整備及び
- * 走行6万キロ時点での無料車輻整備を購入者に与える。

企業ホーム・ページ及び企業広告の弁護士認証をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所